

Ashiya information

お知らせ

児童扶養手当額の改定



4月分から適用され、5月10日(金)に3・4月分の手当が指定の口座に振り込まれます。(3月分は改定前の手当額)

※今回の改定に伴う手当証書の再交付は行いません。

■対象 児童扶養手当の支給を受けている人

【全部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	44,140円	45,500円
第2子	10,420円	10,750円
第3子以降	6,250円	6,450円

【一部支給】

支給対象	3月分	4月分から
第1子	44,130円～ 10,410円	45,490円～ 10,740円
第2子	10,410円～ 5,210円	10,740円～ 5,380円
第3子以降	6,240円～ 3,130円	6,440円～ 3,230円

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2045

市有地を売却します



■案内書配布 5月1日(水)から市役所北館受付・都市政策課で配布、市ホームページからもダウンロード可。(土・祝は、ラポルテ市民サービスコーナー〈ラポルテ休館日を除く〉でのみ配布)

■申し込み 5月14日(火)から下記へ持参または郵送〈先着順・同日は抽選〉(土・日・祝を除く)

■売却物件

所在地	地目	地積	売却価格
翠ヶ丘町2番2	宅地	1,605.17㎡	4億5,730万円

■問い合わせ 都市政策課 ☎38-2063

総合公園の愛称が決定



ネーミングライツパートナーが株式会社サンワカンパニーに決定しました(愛称「ミラタップパーク芦屋」)。命名権料はその施設の魅力向上や必要な補修費等に使用します。

■問い合わせ DX行革推進課 ☎38-2172

JR芦屋駅南地区再開発事業に係る対話型説明会



事業概要・計画の見直し検討の結果・今後の予定等を説明した後、市長と意見交換を予定。

■日時 6月1日(土)午後2時～(当日正午の時点で大雨等「警報」発令中の場合は中止)

■会場 市民センター(市民会館401)

※お車でのご来場はご遠慮ください

■対象 市内在住・在勤・在学の方・先着100人

■申し込み 5月7日午前9時～22日午後5時に2次元コードから応募フォームへ。難しい方は同期間中に電話(平日・執務時間内)で下記へ

■問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

自動録音機能付電話機等の購入費補助の説明会



高齢者等の詐欺被害防止のため、購入費補助の説明会をします。(申し込み不要、直接会場へ)

■日時 5月8日(水)・30日(木)午前11時～午後2時～

■会場&定員 市役所東館3階大会議室・100人

■問い合わせ 道路・公園課 ☎38-2480

市の組織改正

問い合わせ 人事課 ☎38-2019

国際文化住宅都市・芦屋をさらに推進するため、必要となる組織改正を行いました。

■企画部に国際文化推進室を設置し、教育委員会からスポーツ推進課・市民センター・公民館・図書館を移管

■広報国際交流課国際交流係と生涯学習課文化財係を統合し、国際文化推進課を設置、秘書課と広報国際交流課広報係を統合し、秘書・広報課を設置

■教育委員会教育統括室に社会教育推進課を設置

企画部
市長公室
秘書課
政策推進課
DX行革推進課
広報国際交流課
市民参画・協働推進課

教育委員会教育部
社会教育室
生涯学習課
スポーツ推進課
青少年育成課
市民センター・公民館
図書館
教育統括室
管理課
教職員課



企画部
市長公室
秘書・広報課
政策推進課
DX行革推進課
市民参画・協働推進課
国際文化推進室
国際文化推進課
スポーツ推進課
市民センター・公民館
図書館

教育委員会教育部
教育統括室
管理課
社会教育推進課
教職員課
青少年育成課

教育長に野村氏を任命



市議会の同意を得て、教育長に野村大祐氏を任命しました。任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

野村 大祐(のむら だいすけ)氏

芦屋市立小学校の教諭、教頭を経て、芦屋市教育部参事(学校教育担当部長)などを歴任。53歳

■問い合わせ 人事課 ☎38-2019

ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結



3月14日に芦屋市と大栄環境株式会社・豊田通商株式会社・サントリー食品インターナショナル株式会社・サントリーホールディングス株式会社は、ペットボトルの水平リサイクルに関する取り組みについて、連携して進めていくことを定めた協定を締結しました。市民の皆さまは、引き続きペットボトルの分別と正しい出し方への協力をお願いいたします。

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

災害廃棄物の処理等の連携に関する協定を締結

3月12日に芦屋市と大栄環境株式会社は、災害時に発生する災害廃棄物の処理について、連携して対応することを定めた協定を締結しました。

地震等災害(地震・風水害・その他特殊な災害)および不測の事態において、芦屋市および芦屋市の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物の処理を円滑に実施することを目的としています。災害時にいち早い復旧を実現し、市民の皆さんが日常どおりの生活をおくれることを目指します。

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

申請・届け出

児童手当の申請



所得超過により児童手当を受給していない人のうち、令和6年度(令和5年中)の所得が所得上限限度額を下回った人は、新たに申請が必要です。※公務員は勤務先へ。10月分以降の制度拡充については、今後の広報等で周知します。

■対象 中学校卒業までの児童を養育している父母等で、所得超過により児童手当を受給していない人のうち、令和6年度(令和5年中)の所得が所得上限限度額を下回った人